

I H I 粉飾決算被害事件 提訴のご報告

2008（平成20）年9月29日

司法記者クラブ

マスコミ関係者 各位

I H I 粉飾決算被害株主弁護団

代 表 弁 護 士	大 川 原	栄
副 代 表 弁 護 士	高 柳 孔	明
副 代 表 弁 護 士	近 藤 博	徳
事 務 局 長 弁 護 士	葛 田	勲
事 務 局 次 長 弁 護 士	加 藤	幸

（連絡先事務所）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号

エキニア池袋6階 城北法律事務所

電話03(3988)4866 FAX03(3986)9018

弁護士 大川原 栄(おおかわら・さかえ)

弁護士 加藤 幸(かとう・さち)

1 I H I 粉飾決算事件の概要

既に報道されているとおり、株式会社I H I（旧石川島播磨重工、代表取締役釜和明）は、昨年9月28日、平成18年度（第190期）決算に関し半期報告書及び有価証券報告書において粉飾決算した旨を自ら公表した。そして、本年6月19日、証券取引等監視委員会は、金融庁等に、社に対する課徴金納付命令（約16億円）を発すべき旨の勧告をし、その後同社は同命令記載の事実を認め、金融庁の決定に従い、同課徴金を支払った。

本件に関連して、同社株価は昨年9月28日の上記事実公表により一気に下落している。上記粉飾決算が公表される以前の昨年1月19日には一般公募により約560億円の株発行（公募による増資）、及び、総額約84億円の株式の売出しが行われ、また、流通市場（一般株式取引）においても同社株式の取引が行われており、上記粉飾直後に行われた公募増資等に応じたり、市場において不正に歪められた株価で同社株式を取得したことにより多額の損失を被った一般投資家は少なくないと考えられる。

I H I 自体は上記課徴金の支払により一定の法的措置を受けているとしても、同社の粉飾により損害を被った一般投資家の被害補填は実施されていない。粉飾決算に基づく投資家の被害はいわゆる自己責任論の範囲外であり、法はその被害補填を予定している。そこで、金融商品取引法等に基づく損害賠償による被害者

救済を図るべく弁護士を結成し、本日の提訴に至った。I H I は、本年8月、弁護士による損害賠償請求に対しそれを拒否する回答を行っているが、それは上記課徴金の支払と矛盾する対応であり極めて不誠実といわざるを得ない。弁護士は、本裁判を通じてI H I の民事責任を徹底して追及する所存である。

2 本日の提訴内容について

事件番号等： 東京地方裁判所民事第25部

平成20年（ワ）第27292号損害賠償請求事件

詳細は別紙参照。

※原告番号1の原告は、奈良県在住の70歳代男性で、5万株の株式取得及び売却による損害（一株当たり69.66円×5万株）計345万円の請求（下記A類型）

3 原告適格者の範囲について

(1) A類型（流通市場損害＝一般市場での取得による損害）

① 流通市場（一般株式取引市場）において

② I H I 株式を平成18年12月16日以降に取得し、

③ かつ、平成19年9月28日に保有していた株主。

④ その後に売却したか、保有し続けているかは問わない。

(2) B類型（発行市場損害＝新株発行取得等による損害）

① 平成19年1月に実施された公募ないしは売出しに応じてI H I 株式を取得した者。

② その後に売却したか、保有し続けているかは問わない。

4 各類型の損害額及び消滅時効について

(1) A類型

一株あたり69.66円の損害額（金融商品取引法21条の2第2項）

(2) B類型

該当する各株式につき「取得価格－処分価格（保有者については処分推定価格）」が損害額（金融商品取引法19条1項）

※消滅時効について

金商法上、A類型についての損害賠償請求権は事実発覚後（虚偽記載について「知った時又は相当な注意をもって知ることができる時」から）2年間で、B類型については3年間で、それぞれ消滅時効が完成するとされており、本日からおよそ1年間ないし2年間で裁判上の請求ができないことになる。

5 弁護団の構成

弁護団は、ライブドア株主被害弁護団所属の弁護士等、証券被害に関心を有している弁護士によって構成されている。

(弁護団HP) <http://www.ihihigaibengodan.jp/>

6 「IHI粉飾決算被害株主全国ホットライン」の開催について

<実施日時> 平成20年9月30日 午後1時～午後5時

<実施場所> 上記の城北法律事務所内

<ホットライン電話番号> 03-5391-9603 (代表)

7 今後の予定

ホットラインや弁護団事務局への問い合わせを受け、引き続き受任希望者との委任手続きを継続し、11月を目処に第2次提訴を行う。

以上

【資料】

(粉飾決算の内容とIHIの対応)

- ① 20.6.19 株式会社IHIに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について：証券取引監視委員会
- ② 20.7.2 答弁書と課徴金納付について：IHI
- ③ 20.7.9 株式会社IHIの有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について：金融庁
- ④ 20.7.9 金融庁による課徴金納付命令の決定について：IHI

(粉飾決算の公表〔A類型〕)

- ⑤ 19.9.28 過年度決算発表訂正の可能性に関するお知らせ：IHI

(粉飾決算後に行われた公募増資等の内容〔B類型〕)

- ⑥ 19.1.18 発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ：IHI

(その他)

- ⑦ 株価グラフ1、2

【別紙】 提訴内容

1 原告

(1) 原告の人数：60名

(個人：59名、法人：1名)

(2) 年齢（法人1名、不明者1名除く全、合計58名について）

・平均年齢：63.86歳

80歳代 2名

70歳代 15名

60歳代 25名

50歳代 11名

40歳代 2名

30歳代 3名

・最高齢：85歳

・最年少：31歳

(3) 原告の分布

関東地方や近畿地方の原告を中心に、北海道から九州地方にかけて、全国各地に分布している。

都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	1	滋賀	1
福島	1	和歌山	2
東京	13	兵庫	6
埼玉	4	岡山	1
千葉	4	鳥取	1
神奈川	8	愛媛	1
静岡	2	福岡	2
愛知	5	大分	1
大阪	3	熊本	2
奈良	2		
合 計		6 0	

(4) 被害を受けた類型（合計60名）

・流通市場のみで被害を受けた原告（A類型）：55名

- ・発行市場のみで被害を受けた原告（B類型）：2名
- ・双方で被害を受けた原告：3名

2 被告

株式会社 I H I

3 法的構成

- (1) A類型（流通市場損害＝一般市場での取得による損害）
＝金融商品取引法第21条の2に基づく損害賠償請求
- (2) B類型（発行市場損害＝新株発行取得等による損害）
＝金融商品取引法第18条に基づく損害賠償請求

4 損害額

- (1) 総損害額：6179万1860円
(A類型による損害額合計：5719万0860円、B類型による損害額合計：460万1000円)
- (2) 原告一人あたりの平均損害額：約102万9864円